住民税の申告

令和７年１月１日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は不要です。

①税務署に所得税の確定申告書（令和６年分）を提出される方
②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へご確認ください）
③公的年金等に係る所得のみの方
※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。
①公的年金等の収入が４００万円以下で、それ以外に、２０万円以下の所得金額がある方
②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、２０万円以下の所得金額がある方など

◆市・県民税は、ひとり親控除・寡(か)婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（16歳未満）を含めたすべての扶養親族の人数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得(自営業・農業など)を有する方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書等の資料と併せて持参してください。(収支内訳書の様式は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます)
※特に農業所得の資料は必ず持参してください。

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出

提出期限 1月31日(金)

令和６年1月1日～令和６年12月31日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和７年１月１日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。

原則、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要があります。

関連情報

南国税務署からのお知らせ

書かない 確定申告マイナンバーカードでe－Tax

確定申告書作成コーナー

確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成！

作成コーナー 検索

【作成できる申告書等】
・所得税の申告書
・青色申告決算書、収支内訳書
・消費税の申告書
・贈与税の申告書

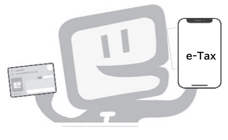

e－Taxに必要なもの

●マイナンバーカード
※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。
●マイナンバーカード読取対応のスマホ
（またはICカードリーダライタ）
●マイナンバーカードの２つのパスワード
①署名用電子証明書のパスワード
（英数字６～16文字）
②利用者証明用電子証明書のパスワード
（数字４桁）

e－Taxの５つのメリット

- 自宅から申告可能
- 確定申告期間24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除く
- 申告書がデータで取得可能
- 添付書類提出不要 ※一部の書類を除きます
- 早期還付（3週間程度で還付） 書類提出の場合は1カ月～1カ月半程度で還付

税の申告相談

令和７年度の税の申告相談（令和６年１月１日～令和６年12月31日の所得）が実施されます。申告が必要な方は、決められた日程でお願いします（18ページの表のとおり）。当日来られない場合は、次の期間中に申告を受け付けます。

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎52－9292

【申告会場と開設期間】

●市役所本庁舎市民ホール
２月17日（月）～３月17日（月）
９時～11時30分・13時～16時30分
※土日祝を除く。

●香北支所
２月17日（月）～３月14日（金）　９時～11時30分・13時～16時30分
※月・火・水・金に受付。（祝日を除く）

●物部支所
２月18日（火）～３月13日（木）　９時～11時30分・13時～16時30分
※火曜と木曜に受付。

【支所の受付日以外】確定申告の場合は税務署へ、住民税申告の場合は本庁舎へお願いします。
毎年市役所での相談は大変混み合います。受付時間内であっても受付人数が８０人を超えた場合は、日時を改めて来庁いただくことがありますのでご了承ください。
開設期間の終了間際（３月13日～17日）は特に混雑し、受付をお断りさせていただく場合がありますので、早めの申告をお願いします。

＜来庁時の注意点＞　体調がすぐれない場合は、来庁をお控えください。

混雑を緩和し、申告をスムーズに進めるためにも、次のことにご協力をお願いします。

◆申告には**マイナンバー**の記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは『マイナンバー通知カード＋運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。
◆**医療費控除**の申告は事前に領収書の整理や計算をして、『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。（明細書の様式は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。）
※『医療費通知』を添付すると、明細書の記入を省略できます。
◆**分離所得（土地や建物・株式等の譲渡による譲渡所得、山林所得、退職所得等）、繰越損失、新規の住宅借入金等特別控除**の申告をする方が確定申告する場合は、**市役所では申告できません**ので、南国税務署で申告してください。